

国立大学法人佐賀大学経営協議会学外委員からの「地方国立大学に
対する予算の充実を求める声明」（平成27年11月30日）を受けて
—第3期中期目標期間に向けて—

平成27年11月30日

国立大学法人佐賀大学

学 長	宮 崎 耕 治
理 事	滝 澤 登
理 事	門 出 政 則
理 事	後 藤 昌 昭
理 事	吉 田 哲 雄

国立大学法人佐賀大学経営協議会の学外委員（国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第20条第2項第3号）の皆様から発せられた平成27年11月30日付け声明を受け、国立大学法人佐賀大学の経営責任を担う学長・理事一同として、以下のとおり表明いたします。

今般の第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方については、去る6月15日に文部科学省が公表した「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について（審議まとめ）」において運営費交付金の配分方法等に関する一定の方向性が示されるとともに、翌16日には「国立大学経営力戦略」が策定されました。本学は、逼迫する国家財政の状況を注視しつつ、「地方創生」や「グローバル化」等の変化・拡大する社会の要請に応えるべく、第3期における大学改革の方向性や財政等の議論を重ね、第3期中期目標・中期計画の検討を行い、今後の改革の方向性との重点的取組をまとめたところであり、さらに具体的なアクションプランの検討を進めてきたところです。

一方で、去る10月26日に開催された財政制度等審議会財政制度分科会において財務省が示した今後の「国立大学法人運営費交付金」に関する提案では、今後15年間、毎年1%機械的に削減すべきなどの考え方が示されております。財政事情が厳しい折、限られた財源の有効活用は必要ですが、過去約10%強に及ぶ削減により、若手の育成など教育研究基盤に深刻な影響を与える中、運営費交付金の更なる長期的削減との主張は、グローバル化や地方創生への対応、イノベーション創出など日本社会の発展のため大学に期待されている数々の役割が踏まえられておらず、また諸外国が高等教育への投資を拡大させ、教育研究環境の充実を図る国際基調にも逆行するものであります。また、自己収入の増加についても、多様な財源の確保の努力は必要ですが、現下の経済状況や家計状況等を踏まえると、必ずし

も確実な増加を見込むことは困難であり、大学の安定的な経営に支障をきたす恐れがあると考えております。

経営協議会の学外委員の皆様が、こうした議論を踏まえながら、地（知）の拠点大学としての本学の使命をご理解いただき、本学の経営並びに日本の高等教育全体の発展に寄与する立場から、財政支援の充実を求める声明を発出されましたことに深く敬意を表すものであります。私どもも、今回の声明に励まされ、本学の活動・成果を広く社会に伝え、厳しい財政状況ではありますが、本学に課された使命と理念に向けて教職員一丸となり、地域社会に貢献する人材の育成及び研究成果の還元に邁進する所存です。